

東洋文庫蔵手抄本『宋会要』食貨三八 市舶について (二)

土肥 祐子

はじめに

『東洋文庫書報』第四二号(平成二三年三月、以下「四二号」と略す)に「東洋文庫蔵手抄本『宋会要』食貨三八 市舶について」と題してその内容を掲載させていただいた。その際、市舶の記述について東洋文庫蔵手抄本『宋会要』卷二一八 食貨三八(以下「『文庫本食貨市舶』」と略す)と中国国家図書館善本特蔵部蔵本「宋会要葉渭清本一四〇三」(以下「『宋会要葉渭清本一四〇三』」と略す)と陳智超編『宋会要輯稿補編』(以下「『補編』」と略す)と『宋会要』職官との関係を十分に説明することができなかったため、いくつかの補足と、『宋会要』職官四四市舶は『文庫本食貨市舶』と比べて年代的に四〇年長い記述があり、ここでは『文庫本食貨市舶』に記されていない部分の内容を検討し、この記述が市舶と関係のない資料がかなり混入していることを指摘したいと思う。そしてあらためて『文庫本食貨市舶』はどのような価値を有していたかを考えてみたい。説明をする都合で、『四二号』に記したものとかなり重複する所があるがご容赦願いたい。

一 『文庫本食貨市舶』

周知のように東洋文庫には「手抄本『宋会要』卷二一八 食貨三八市舶」(『文庫本食貨市舶』)と帙に記された一冊の小さな(一八センチ×二七センチ)和綴の冊子本がある(請求記号は、Ⅱ―15―A―16)。これは藤田豊八博士が今から約一〇〇年前、一九一六(大正五)年十二月に羅振玉氏を通じて、劉承幹氏より『宋会要』食貨三八市舶を借りて抄写したものの副本である。今となつてはこの時なぜ『宋会要』食貨であり、職官でなかつたかとの疑問もあるが、藤田氏も『宋会要』の全容は当時公開されてなかつたのでわからなかつたと思われる。彼は前々から『宋会要』の南海関係の蕃夷と市舶関係の食貨に興味があり、その存在を知つていた。藤田氏によつて『宋会要』の資料が紹介されたといつてよい。現にこの資料を使つて有名な「宋代の市舶司及び市舶条例」(『東洋学報』七―二、大正六年五月)を発表している。この論文は資料収集後、半年経ての発表である。その後、東洋文庫では、中国の上海で『宋会要』の蕃夷、食貨を書写させている(請求記号は、Ⅱ―15―A―17)が、これも藤田氏の助言があつたからだと思う(昭和四―五年)。これは当時、新しい資料が出たということで画期的なことであつた。

藤田氏が一九二九(昭和四)年に逝去され、遺言により漢籍が東洋文庫に寄贈された。翌年に『藤田文庫目録』が出版され、同時に「博士記念展覧会」(陳列図書目録の請求記号は、Ⅱ―展―33)が催された。その時前述した上海で書写した『宋会要』の蕃夷と食貨の一部が、文庫近獲本の部として展示された。しかし藤田氏書写の『文庫本食貨

市舶』(生前寄託といわれていた)については、一言も触れられてない。

時を経て一九八二(昭和五七)年一月『東方学』六三輯(二八頁)に藤田豊八氏が書写した『宋会要』食貨三八市舶の自筆の原稿用紙二枚が掲載された。これは東方学会の「先学を語る―藤田豊八博士―」の中で、藤田豊八氏の甥にあたる曾我部静雄博士の所有のもので、叔父藤田豊八が抄写した食貨三八市舶は自分が所有していることを述べている。その中から二枚だけ、はじめと終わりの頁を掲載したものである(『四二号』二八頁)。藤田氏の自筆原稿と『文庫本食貨市舶』とを比較してみると書体も筆法も異なっている。さらに自筆原稿を見ると最後に「大正五年十二月十六日抄了」とある。『文庫本食貨市舶』にはこの一文はない。また自筆原稿は字を間違えて横に小さく書いているが、『文庫本食貨市舶』では、それは訂正して記されている。この様なことから、この原稿は藤田氏の自筆であることに間違いない。すると、東洋文庫にある『文庫本食貨市舶』は、藤田氏の自筆本を写した副本となる。(曾我部氏が存命中に拝借して、自筆本を複写することができなかったことが悔やまれる。現在、この自筆本はどこにあるのかわからない)これにより藤田氏の『文庫本食貨市舶』の生前寄託説はなくなる(これまで、藤田氏は自筆の食貨市舶を生前に文庫に寄託されたと云われていた)。

以上のことから『文庫本食貨市舶』は藤田氏の自筆本より、東洋文庫が書写させたものであることが判明した。さらに「東洋文庫」という印が押されていることから、一九二四(大正一三)年十一月東洋文庫創立後のものとなる。それにしても東洋文庫でこれを書写させた人は、先見の明があった人だと思ふ。東洋文庫に副本が存在していることは救いである。曾我部氏所有の藤田自筆本が不明であることから、副本(『文庫本食貨市舶』)によって宋会要研究

をすることができるからである。そしてこの副本は京都大学にも書写させている。

二 食貨三八市舶の削除

藤田氏は一九一六（大正五）年「十二月十六日抄了」とある如く、『宋会要』食貨三八市舶を写し終えている。東洋文庫は一九二九（昭和四）年にかけて『宋会要』「食貨」と「蕃夷」を中国で書写させており、一九三〇（昭和五）年には藤田記念会に文庫の最近の近獲本として『宋会要』の食貨、蕃夷の一部を公開したことはすでに述べた。ほぼこの時点（昭和五年）で書写は終了したと考えてよい。この時に文庫が写させた食貨の中に「食貨三八市舶」は入っていない。書写する段階で食貨三八市舶は削除されていたことになる。すると、一九一七（大正六）年から一九二九（昭和四）年ごろの約一二年の間に整理され削除されたことになる。理解し難いのは、東洋文庫では、藤田氏が書写した『文庫本食貨市舶』が既に東洋文庫に入っているにもかかわらず、それに触発されて食貨を書写したのに、本元の市舶が削除されていることへの疑問が当時文庫内に出ていなかったことである（すくなくとも文章としては残っていない）。

いつ市舶が削除されたかはわからないが、湯中『宋会要研究』（商務印書館、一九三二年）は宋会要の目録をつくり、食貨の市舶のところには「卷三百四十 食貨六十 互市、市舶 已見職官提拏市舶司 存目不録」（市舶は既に職官にあるので市舶の記述はここに記さない）とある。一九三二（昭和七）年の出版であるのでその前に、市

舶は削除されていたことがわかる。東洋文庫では昭和四〇五年に食貨を書きさせているが（前述）、その時にはすでに市舶は削除されている。

これは私の推測の域をでないのであるが、藤田氏が書写した食貨市舶は終了後、元に戻すことなくそのまま削除してしまったことも考えられる。更に私は、食貨市舶は藤田氏が書写した時にはすでに複文として削除されていたと考える。削除したものを藤田氏に見せたのではないだろうか。一方、職官四四の市舶の方は、既に整理済であった。このように推測するには、いくつかの根拠がある。

ここで宋会要の成立と徐松の死後、所有者移転について、いろいろな研究があるが、周藤吉之氏がまとめたもの、要旨を次に記す。「王雲海著『宋会要輯稿考校』（周藤吉之『高麗制度史研究』（一九九二年）所収・三四四頁。初出『東洋学報』六九―三、四合併号一九八八年。）」

- 一、宋会要の原書は明代にはすでに欠けていた。
- 二、清代の徐松が『永樂大典』から『宋会要』を抄出した。これを稿本という。
- 三、張之洞の「広雅書局」にはいり、稿本を屠寄、繆荃孫が整理して「清稿」を作成。
- 四、一時、王秉恩の手に渡るが、劉承幹の「嘉業堂」に帰し、劉富曾らにより「清本」を編集。
- 五、北平図書館長の葉渭清が屠寄の清稿と劉富曾の清本とを対照研究すると、屠寄の清稿を劉富曾が剪截、棄去することが多かった。

六、葉渭清は陳垣と共に、刪去、棄失されたものを査補して、二〇〇冊にまとめて中華書局『宋会要輯稿』とし

て発行。しかしこれも原書とは同じからず、『永業大典』も韻に分かつて原書の形をみだされているので、問題も多い、とある。

これを踏まえて藤田氏の書写をみると、藤田氏が書写する前年一九一五（大正四）年に劉承幹は「広雅稿本」を王秉恩より買い入れた。その前に張之洞が「広雅書局」を創設したのが一八八七（明治二〇）年で、宋会要の整理をしたのが繆荃孫と屠寄で、屠寄は職官を担当し完成させていたという（『四二号』四六―七頁）。したがって劉承幹に入る前に、職官は整理されており、食貨市舶は職官市舶に併合されていたのであろう。藤田氏の市舶の書写は整理された後のもの（削除されたもの）であったとも考えられる。そのようにみていくと、市舶は食貨と職官の両方であり、職官のほうが四〇年後まで記されているのに、なぜ短い食貨の方を藤田氏に見せたのかという疑問も生じてくる。あるいは藤田氏は職官のことは知らないで、食貨の方を望んだのかもしれない。しかし『粵海関志』にはすでに『宋会要』の職官の市舶を引用していたことを、藤田氏は知っていたのであろうか。

藤田氏が『宋会要』食貨市舶を書写させてもらった背後に、仲介をした羅振玉氏がいた。羅氏は辛亥革命で藤田氏と共に、中国を脱出し、大正二年から八年まで京都に住んでいた。藤田氏は池袋に在住していた。藤田氏の書写はその間の出来事である。大正四年に劉氏が王秉恩氏より『宋会要』を買取ったこと、その翌年に藤田氏は劉氏によって食貨市舶を書写しているのであるが、その間の中国との連絡は実に密接でなければできなかったことである。この時期羅氏は身の安全のため日本にきているのであるから、持ち主も転々と変わるといふ情報も自由に入手できなかったと思われるが、その中で藤田氏は市舶を写したのである。

三 食貨三八市舶の削除の理由

『宋会要』を編集する過程で、同じ文章が二か所、複数にあった場合には、複文として、資料の多い方を残して、あとは削除するという編集方針であった。市舶の場合、食貨の三八と職官の四四の二か所に記述がある。ただし『永樂大典』の巻数と字韻が各々異なる(表1参照)が、文章はほぼ同じである(『四二号』一三〇〜四八頁参照)。しかし職官四四の方が約四〇年、一六項目多いので、食貨の市舶を削除して、職官四四の市舶を残した。それが現在の通行本『宋会要輯稿』である。

このことは東洋文庫に『文庫本食貨市舶』が有るから、食貨市舶の存在が分かるのであって、目録の如く市舶は食貨にあったが、複文なので職官を見よといって、食貨の項目を削除してしまった。そのため、食貨に何があったかわからなくなってしまった。少くとも項目を残し、年号、月日、その資料を提示しなければ、複文と言われても理解しにくい。そこを明確にしないと資料として利用できない。この明確さを欠いたために、『文庫本食貨市舶』があったにもかかわらず、それを利用することができなかったのである。東洋文庫では長年『宋史』と『宋会要』の食貨の研究を行っている。『宋史』は食貨志訳註を完成させ、『宋会要』では食貨の内容別目録を五冊出版している。しかし、『宋会要』から食貨三八市舶は削除されているので目録には入っていない。東洋文庫では、『文庫本食貨市舶』を所有していないながら、その出所を明確にすることができなかつたために疑問視する人もなく関心が薄らいで、放置されてしまっ

たのであろう。今なら『文庫本食貨市舶』と『補編』によって食貨に市舶が存在していたことを証明できる。

四 『補編』に現れた食貨三八市舶——中国国家図書館『宋会要葉渭清本一四〇三』——

一九八八年に『補編』が出版された。『宋会要』編纂からはずれたもの、重複で削除されたものなどを集めた『補編』は八〇万字という。陳智超氏の長年の苦勞は、大変なものであったと思われる。その中に「市舶」と題した記述があるのを見つけた。本文の最後には「參職官四四之一至三〇」、(職官四四の一から三〇を参考)と印で押してある。本文を見ると、藤田氏が書写した『宋会要』食貨三八市舶、つまり『文庫本食貨市舶』と全く同じである。そこで、私は二〇〇八(平成二〇)年四月にいくつかの疑問を解きたいと思い、中国国家図書館を訪れた。『補編』の市舶はどのようなものか確認するためである。図書館では『宋会要葉渭清本一四〇三』を請求し調査を行った。この『宋会要葉渭清本一四〇三』は『宋会要輯稿』を編集した時に、複文として落としたもの、切り取った断片などをあつめたもので、その一部には『補編』として刊行したものも含まれる。そのなかで市舶関係をみた。それを見てみよう(『四二号』四〇〜五一頁参照)。

(1) 食貨門 市舶司を削除

「宋会要一四〇三」の市舶の欄外にメモが筆で記されている。つぎの様である（写真1参照）。

市舶起開宝四年訖乾道九年

食貨門

市舶司

已注

已見職官門提拳市舶司存目不録

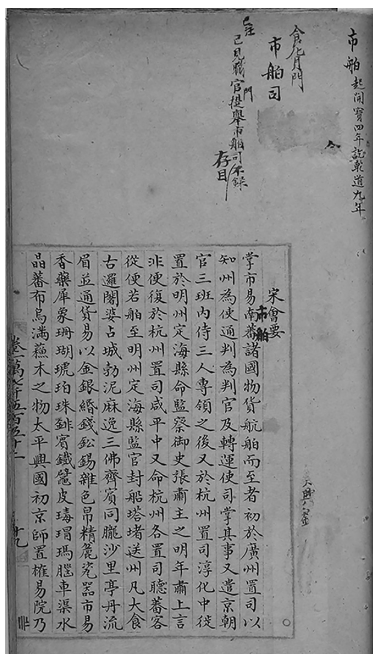


写真1

とある。この右に記す欄外のメモ書きは、宋会要を編集する時に、「市舶は開宝四年より起し、乾道九年に訖る。食貨門、市舶司、已に職官門、提拳市舶司に記録があるので、ここには録さない」という。食貨門から市舶をはずしたという重要なメモ書きである。はずされたものが、棄てられることなく、『補編』の中に入れられていたのである。注意しておきたいのは、『宋会要葉涓清本一

四〇三』は、非常に厚いもので冊子になっており、その中から重要なものを選んで『補編』に収録している。そしてこの食貨門市舶司は、なんと、藤田豊八氏が劉承幹氏を通じて書写したテキストそのものだったのである（タイトルは、あとから朱で書いたもの）。藤田氏はこの『補編』に記されている印、それを消したものの、一字空けのしるし、記号、書き込みにしたがって正確に書写している。その原本が『宋会要葉涓清本一四〇三』にあり『補編』の市舶に収録されていた。即ち『文庫本食貨市舶』は、『補編』の市舶と同じであった（『四二号』三〇〜四〇頁参照）。そしてこの部分は、このメモ（書き込み）によっても明らかのように職官の提拳市舶と複文なので、食貨の部分を除外したとある。この市舶の資料は、藤田氏がこの資料を写した後、『補編』出版の間の七〇年を経て日の目をみるようになったのである。これまで『文庫本食貨市舶』を見てきたものにとつては、この『補編』に記された市舶の実物の記述と対面するのは、感慨無量である。よく廃棄されずに残存していたと思う。

しかし、この市舶について一つ問題がある。『補編』を編纂した陳智超氏や編纂者はこの欄外のメモ書きを見落としてしまったのであろうか。それとも無視してしまったのであろうか。このメモ書きは、『補編』でいえば六三八頁の上段右の上の欄外に記されている（写真1参照）。しかし、印刷された『補編』では欄外の部分はカットされて見ることができない。『補編』の目録では、「参見箇所」として、職官四四としている。これでは『補編』に記されている市舶の記述は、職官四四を見よというだけで、この記述が食貨門市舶であったことがわからない。これを解明することによって、食貨に市舶があったこと、更に藤田氏が、それを書写し『文庫本食貨市舶』として、東洋文庫に保管されていることをみていきたい。この事について、もう少し『宋会要葉涓清本一四〇三』から見てみよう。

(2) 食貨三十八 市舶を削除

(1) に続いてもうひとつ、『宋会要葉渭清本一四〇三』に重要な資料が残っている。表紙のところにあるものである。『補編』に収録されているわけではなく、編纂中のメモ書きの様なものである(写真2参照)。

食貨 三十八

互市在底本中間

和市 互市 市舶 已見職官提拏市舶司

存目不録

卷二百十八

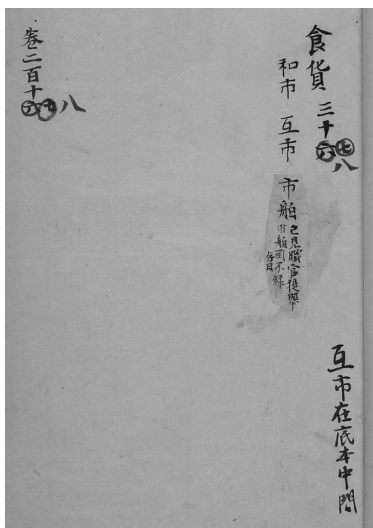


写真2

「食貨三十八には和市 互市 市舶があつたが、市舶は已に職官の提拏市舶司がある。ここには記述しない。互市は和々と市舶の中間に存在した」とある。これは(1)は食貨門の市舶司を削除するということであつたが、(2)では、食貨三八には、和市、互市、市舶がある。市舶は録さないが、そもそも互市は和市と市舶の中間にあつたとする。この資料は本来食貨三八にあつた市舶

が削除されていく過程をしめたものである。なぜ『宋会要』の食貨三八には和市、互市しかないのか。本来はここにも市舶があつたことが明らかになるのである。資料の下方に「互市は和市と市舶の間にあつた」と記す。これは表紙にメモ書きで正式なものではないが、重要である。前述したがこの市舶の部分、つまり削除された部分が藤田氏が書写した『文庫本食貨市舶』なのである。自筆本が現在行方がわからないので、『文庫本食貨市舶』が唯一のものである。結果的に職官と重複するとはいえ、食貨三八市舶は、文庫にしかない貴重な資料だったのである（のちに『補編』から原本が出てきた）。

それにしても、なぜ同じ文章のものが存在したのであろうか。食貨三八市舶は『永楽大典』卷一七五二「貨」字韻。一方の職官四四市舶は『永楽大典』卷一二四「司」字韻から収録された。「貨」と「司」とは、乾道九年まで両者は記述が同じである。年月日順に並べると一一〇の項目があり、かなりの分量である。一一〇項目の内容をみると、市舶と異なる記述は一つもない。『永楽大典』の字韻が異なってもこれだけの分量の文章が同じであるということに少々疑問を持つものである。というのは、乾道九年以降は職官四四市舶だけに記述があるものであるが、その内容を見ると四割以上が、市舶に関係がないものが入っているからである（六節参照）。わずか一六項目の内、七項目の市舶以外の混入である。しかしそれを確かめようにも『永楽大典』の大部分が散逸してしまったため、復元しようとしても出来ない状況なので仕方がない。『宋会要』の編集のむずかしさがある。

五 『文庫本食貨市舶』と職官四四市舶と『補編』との関係

現在、『宋会要』に関係する中に市舶の記述が三か所ある。この三者の関係についてみてみたい。

斯波義信氏は早くから、『宋会要』と『文庫本食貨市舶』との関係を研究されており、『東洋文庫八十年史1』（平成一九年）「藤田文庫」についての「この手抄本は『永樂大典』巻一七五五二（貨字韻）よりの抄写である点で、通行の北平図書館影印本と異なるほか標題に（食貨三八）と門類を明記して通行本のように「職官四四」に編入しない点でも注目に値する」（二二―三頁）と記している。氏は手抄本と宋会要（職官）と違う点は永樂大典の卷数と字（韻）、さらに表題が職官ではなく、食貨三八とあることに注目している。更に氏は、『宋史食貨志訳註』六（東洋文庫平成十八年互市舶斯波義信訳）の互市舶法の中で、『補編』との関係について述べ「手抄本は補編と同じであり、下限が乾道九年七月十二日までを収めていること、「大典」巻一七五五二より収録されていることでも同一である。しかしこれは「宋会要輯稿」（職官四四）とは異なる。そのほかに、『補編』が市舶を職官四四に属させていること、・（中略）・・「宋会要輯稿」と手抄本とは語句が等しいのに、手抄本は食貨三八と明記していることは注目できる。さらに、市舶が食貨三八とあるのは、「宋会要輯稿」では食貨三六には權易、三七には市易、三八には和市・互市の事目が取められていることから、市舶が食貨三八にあるのは分類としては理にかなっているものの、一つの謎として後考を待ちたい。（要旨）」（四〇〇―一頁）とある。複雑なので一覽表にまとめた。つぎの様になる。

表1 市舶の記述『手抄本（『文庫本食貨市舶』）』『補編』『職官（四四市舶）』

市舶記述	大典卷	字韻	分類	下限	備考
手抄本	一七五五二	貨	食貨三八	乾道九（一一七三）年七月十二日	刪去。複文のため職官に併合。
補編	一七五五二	貨	食貨三八（職官四四参照とする）	乾道九（一一七三）年七月十二日	手抄本と同じ。
職官	一一二四	司	職官四四	嘉定六（一二一三）年四月七日	食貨を併合。

三様の矛盾点を指摘している。これらの疑問点は、最近公開された『宋会要葉涓清本一四〇三』、や『補編』などを参照することによりほぼ解るようになったので次に記す。

一、『文庫本食貨市舶』は『宋会要』編纂の過程で、複文として職官四四市舶に併合され、巻数、表題、本体とも削除された。削除（あるいは破棄）される前に藤田氏が書写した。それが『文庫本食貨市舶』なのである。したがって長い間、文庫では『文庫本食貨市舶』の出所がわからず、疑問を持ちながらも放置され忘れられていった。

二、それが解ったのは、『宋会要葉涓清本一四〇三』（『補編』に収録）の中に、市舶について破棄、削除されたいくつかの資料があり、その一つに表紙に（写真2）食貨 和市、互市、市舶、とあり市舶にはすでに職官にあるので記録しないという覚書がついている。そのことにより、市舶は項目と本文本体と共に削除されたことが分かった。したがって『宋会要』の食貨三八には和市、互市しかない。斯波氏が前述した如く、

『文庫本の食貨三八の市舶』は、分類上は理にかなっていないといわれたが、その通りで、実際に食貨の市舶は、三八にあったものを、削除してしまったので、三八には存在しない。削除したものを、藤田氏が書写し、現在文庫にあるのである。

三、外された（削除された）市舶が『宋会要葉涓清本一四〇三』に残存している（『補編』に収録）。これが藤田氏書写の原本であり（『四二号』参照）、『文庫本食貨市舶』である。中国国家図書館では、削除された食貨三八市舶の抄録が東洋文庫にあること、『補編』の市舶の欄外の覚書（写真1、2）などをまだ検討しているので、これが食貨三八市舶であることを認識してないと思う。今後の課題でもある。

以上が『宋会要葉涓清本一四〇三』の調査からわかったことであり、『文庫本食貨市舶』についての疑問は解消できたと思う。それにしても『宋会要』を編纂する過程で多くの人が参入し、所有者も転々と変わり、編集方針も変わり、分量も多く、更に韻で統一しようとするにもむずかしさがあったのであろう。ここでは食貨市舶の項目に限って見てきたが、そのほかの項目にもいろいろな問題があることであらう。

六 『文庫本食貨市舶』以降の記述について―『宋会要』職官四四市舶から―

『文庫本食貨市舶』の下限は乾道九年であることは前に述べたが、ここではそれ以降の記述について、つまり複文でない記述を職官四四市舶から見よう。年代的に言うと『文庫本食貨市舶』の下限は南宋期の乾道九（一一七三）

表2 『宋会要』職官44市舶、淳熙元年～嘉定6年一東洋文庫本『宋会要』食貨38市舶に記されていない後半の部分一

番号	年号 年 月 日	内 容	字数	市舶以外の記述のため、移動すべき個所
111	淳熙元(1174)年7月12日	市 舶	99字	
112	淳熙元(1174)年10月10日	市 舶	118字	
113	淳熙2(1175)年2月27日	市 舶	106字	
114	淳熙2(1175)年12月5日	市 舶	90字	
115	淳熙6(1179)年1月22日	降 官	36字	『宋会要』職官72、黜降官
116	淳熙6(1179)年1月23日	権 易	139字	『宋会要』食貨36権易、38互市
117	淳熙7(1180)年8月3日	互 市	84字	『宋会要』食貨38互市、36権易
118	淳熙11(1184)年12月14日	塩 法	201字	『宋会要』食貨28塩法
119	淳熙13(1186)年11月27日	塞の回易	119字	『宋会要』食貨38互市、36権易
120	淳熙15(1188)年9月24日	四川の博易場	53字	『宋会要』食貨38互市、36権易
121	淳熙15(1188)年11月22日	泗州の榷場	333字	『宋会要』食貨38互市、36権易
122	紹熙元(1190)年3月8日	市 舶	159字	
123	開禧元(1205)年8月9日	市 舶	128字	
124	開禧元(1205)年10月11日	市 舶	31字	
125	開禧3(1207)年1月7日	市 舶	146字	
126	嘉定6(1213)年4月7日	市 舶	344字	
合計			2186字	

*115～121の合計 965字 全体の44.1%

(市舶以外)

*111～114、122～126 1221字 全体の55.8%

(市舶)

年七月十二日である。一方、『宋会要』職官四四市舶はこれ以降、嘉定六（一一二一三）年まで約四〇年間続く。つまりこの部分が複文でない記述である。日付毎にして一六項目、字数にして二一八六字で、淳熙元（一一七四）年から嘉定六年までである（表2参照）。

以下に年月日毎に一項目ずつ、年号、年月日、と簡単な要約をつけた。本来ならば資料として全文を提示しなければならぬが、『文庫本食貨市舶』の資料でないことと、紙数の関係で資料はここでは省略した。上の番号は、『四二号』で『文庫本食貨市舶』の全文を紹介した時の番号の続きで最後が（一一〇）番であったので、次の番号として（一一一）からとした。内容を検討していく段階で、この中に市舶（海上貿易）と異なるものがかかり混入している。これは『文庫本食貨市舶』にはないことである。そこで市舶と異なるものを市舶の部分から外すとしたら、どこの部門、項目に移動させたらよいかを考え、『宋会要』の中での「移動箇所」を記した。これはどこまでも筆者の判断である。以下、一六項目を見てみる。

（一一一）（孝宗）淳熙元（一一七四）年七月十二日

「要約」浙江の四つの市舶務（臨安府、明・秀・温州）に上供、変売物などの数を調べて都に送納せよ。ただし全部起発すると博易する資本金がなくなるので、五分は存留せよ。九九字。

（一一二）（淳熙元年）十月十日

「要約」提拳福建路市舶司が言うに、市舶司には鬻綱の弊があるので、細色、粗色とも運送する人選を厳しくせよ。
一一八字。

(一一三) (淳熙) 二年二月二十七日

「要約」綱運について。粗細の物貨は五万斤を一綱とし、福建は三か月、広南は六か月を限りとして都に送る。欠損がなければ、推賞す。一〇六字。

(一一四) (淳熙) 二年 十二月五日

「要約」提拳福建路市舶蘇峴が言うに、貿易は市舶司が設置されているところだけに限り、出境は許さない。今後、税の手続き、保証人、舶司の陳状、名件、拠などを整えれば、福建路州軍に興販するのを許してほしいと願ひ出て、許された。九〇字。

次の(一一五)からしばらく(一二二)まで市舶と直接関係の無い項目が続く。

(一一五) (淳熙) 六(一二七九) 年正月二十二日

「要約」前広州鄭人傑は銅銭、銀宝を透漏した罪で三官の特降となった。三六字。

この記述は銅銭、銀の透漏であるから海外貿易と無関係ではないが、降官に関する箇所である。

「移動の個所」『宋会要』職官七二、黜降官には官吏が汚職などによって、降格されたひと、その理由が記されている。黜降官九を見ると、淳熙五年十二月の次が、淳熙六年八月になっており、本条の六年正月は欠けている。したがって、この記事は、淳熙五年十二月の次に入るべきものであろう。入れば降官の事例として役立つであろう。

(一一六) (淳熙六年一月) 二十三日

「要約」光州中渡市（河南省）に権場を復置せよ。権場官の任命にあたり、北界に面しているので人選をきびしくせよ。任内に透漏がなければ陞擢させる。一三九字。

この記事は、海上貿易、市舶とは関係がなく、辺境の権場での陸上貿易に関係する記述である。

「移動の箇所」『宋会要』食貨三六榷易・食貨三八互市である。権場は、北宋だけで建徳二年から宣和二年まで、淳熙年間の記述はない。食貨三八互市は海上に対して陸上貿易を指すが互市も建徳四年から嘉定十年までであるが、淳熙年間から嘉定九年まで欠けている。いずれにせよこの項目は榷易、互市にも記されていない。

(一一七) (淳熙) 七(一一八〇) 年八月三日

「要約」黎州（四川省）塞の外での互市について。官吏が珠玉などを勝手に収買しているので禁約（禁止令）を行い、諸司は管理下の官吏の取り締まりを強化せよ。八四字。

「移動の箇所」食貨三六榷場、三八互市。これも辺境地、黎州の互市である。前項目の食貨三八の互市と同じで、淳熙年間が無い。互市も淳熙年間がなく、次の紹熙五（一一九四）年が一点あるが、嘉定十（一二一七）年の次に在り、年代が不統一である。慶元、嘉泰、開禧年間が無く、嘉定十年が一点あるだけである。すると本条の淳熙年間の記事はその点で貴重である。三六の榷易も南宋の記述はない。

陸上貿易を指す互市の中にも海外貿易が混入している。例をあげると、蕃商の難破による広州市舶司での取り調べ、天禧二年十一月。福州商人林振の隠税、天禧三年十月。日本の硫黄の綱運について、元豊七年二月八日。海道による商人の興販の規則、紹聖元年閏四月二五日などである（後述）。

（一一八）（淳熙）十一（一一八四）年十二月十四日

「要約」解塩（山西省）の売買とその取り締まりと違反した場合の罰則規定が記されている。二〇一字。

この項目は市舶でなく塩法である。

「移動の箇所」本項目（一一八）と同内容のものが『宋会要』食貨二八、塩法一九、淳熙十年七月十七日の項目にある。本項目の淳熙十一年十二月十四日はこの塩法には記載がない。この二つの塩法の内容を検討すると、淳熙十年七月十七日に詔がでて、塩の私販を禁じ、罰則規定が記されている。

本項目の淳熙十一年は、十年の勅を受けて、指揮（勅の事）を降した通り塩の私販の禁止と罰則規定を各々路の提挙官、知州などに命じてそれを徹底させよという詔である。したがって塩法の淳熙十年七月と本項の淳熙十一年は内

容的に一セットになっているのである。故に本項は市舶に入っているのは間違いで、塩法に入るべきものである。なぜ職官の市舶にはいったのか、疑問が生ずる所である。本来、『永楽大典』の「司」にそのまま入っていたのか、それとも編集の段階で混入したものが問題がある。

(一一九) (淳熙) 十三年十一月二十七日

「要約」 広西軍の塞には回易する所があったが、今は兵士が貨物を強買して事件をおこしている。今後は塞に局を置かず兵士の派遣もやめて、私貿易を行わないようにする。一一九字。

「移動の箇所」 『宋会要』 食貨三八の互市、三六の榷場である。前述如く、淳熙年間に記載がない。

(一二〇) (淳熙) 十五年九月二十四日

「要約」 四川制置司が永康軍(四川省)に博易場を置くと問題が生じるので置かないようにした。五三字。

「移動の箇所」 永康軍は四川省のチベットとの国境である。そこに博易場の設置という記述であるから、『宋会要』 食貨三八の互市、三六の榷場に入るべきものである。

(一二二) 淳熙十五(一一八八)年十一月二十二日

「要約」 (北界の境) の泗州での榷場を設置し、金との交易の規定を細かく記す。三三三三三。商人との取引の詳細は本

項だけであり、貴重な記述である。しかし市舶ではなく、辺境貿易の互市にはいる記述である。「移動の箇所」金との交易を行う場合の詳細な規定が記されているのは、この条だけであろう。重要な資料ではあるが、この項目は海上の市舶ではない。これは食貨三八互市、三六権易に入るべきものである。以上七項目が市舶以外のものが混入している。

次項目からは、本来の市舶に関するものが続く。

(一二二二) 紹熙元(一一九〇) 三月八日

「要約」市舶物資(粗・細)の界・陸の綱運について。海綱は風濤の難があり、弊害が生じる。今後は錢綱を参考にするように。一五九字。

(一二二三) 開禧元(一一〇五) 八月九日

「要約」泉・広州市舶司は乳香の招買するのに本銭が不足することが無いように、かつ商舶の招誘につとめ、度牒を売って本銭とせよ。両浙では乳香の私売を禁じ、博買につとめよ。一二八字。

(一二二四) (開禧元年) 十月十一日

「要約」泉・広州市舶司は開禧二年より乳香の博買をやめよ。三二字。

(一二五) (開禧) 三年正月七日

「要約」 蕃船の抽解手続きが済んでおれば貨売を許す。官吏の不正の取り締まりを徹底し、違反すれば蕃商の越訴を許す。一四六字。

(一二六) 嘉定六(一二一三) 年四月七日

「要約」 泉・広州市舶司で抽解した物品を臨安府市舶務で転売する場合の手続きの方法、南海の物品を興販する者は慶元府で証明書を発行してもらって手続きをする。三四四字。

以上、『宋会要』職官四四市舶の淳熙年間以降の記述、つまり『文庫本食貨市舶』に記されていない部分をみてきた。これまでみてきたように、市舶と関係の無い項目が目立った。一六項目の内、七項目が市舶と直接関係のないもの、塩法、陸上の辺境貿易の互市、黜降官などにいれるものが混入していた。字数で見ると、二一八六字のうち、市舶関係が字数にすると一二二一字で五五・八%、市舶以外が九六五字、四四・一%で、約半分弱が、市舶以外のものである。市舶以外の項目(表2参照)で、別の項目に移動した方がよいとおもわれるものは互市、榷易が五点、塩法一点、黜降官一点である。それがすべて淳熙年間に集中している。『文庫本食貨市舶』では、記述は乾道九年までであるが、その中に別の項目が混入していたことはなかっただけに、問題がある。周藤氏が「『宋会要』は・・・(中略)・・・原

書とは同じからず、『永樂大典』も韻に分かつて原書の形を乱されているので、問題も多かった」と述べているように、矛盾も多い。その矛盾点を追求していくのも、『宋会要』研究の一つである。

互市に入るものが、職官四四市舶に混入していることであるが、『宋会要』では、かつて食貨三八に互市と市舶があつた様に項目も別にして区別している。市舶に関係する事なので、少し説明しておきたい。宋代では互市と市舶とは同じではないが本来は、互市は辺境貿易（陸上、海上）を指すものであつた。唐代に入り海上での交易が盛んになり、海上での交易を市舶と呼ぶようになった。宋代になると、海外貿易は繁栄をきたし、国家の財政にも有用となり、市舶は独立して海外貿易を指すようになった。一方の互市は陸の榷場を通じて辺境貿易を行い、市舶は市舶司を通じて海外貿易というようになった（『中国社会経済史用語解』斯波義信編著、東洋文庫、二〇二二、一二二～一三頁互市、市舶）。

したがって互市と市舶の項目があるのであるから、市舶の項目に互市の内容のものが原則として入ることはないのである。七点も連続して市舶でないものがあることは、内容も互市だけでなく塩法もあることから単に錯簡ではないように思われる。『宋会要』職官四四市舶は、淳熙二年から十五年までの連続する七点は市舶関係でないものが混入していることを指摘しておきたい。

結びにかえて

これまで論じたことを簡条書きにまとめるとつぎの様になる。

一、東洋文庫には今から約百年前に藤田豊八博士が、一九一六（大正五）年に中国で書写した『宋会要』食貨三
八市舶の副本がある。自筆本は故曾我部静雄博士が所有。

二、『文庫本食貨市舶』は、年代が後まである職官四四市舶に編入され、食貨の部分は、複文として削除された。
そのために、『宋会要』の食貨には市舶の項目が無い。唯一削除される前の名残を収めたのが藤田氏書写の
文庫本食貨市舶である。書写してから一〇年後には削除されていることから藤田氏が借用した食貨市舶もあ
るいは整理済みの削除されたものであったことも考えられる。

三、陳智超編『宋会要輯稿補編』にある「市舶」は藤田氏が書写したものの原本である。実物は中国国家図書館
『宋会要葉涓清本一四〇三』にある。これは削除されて『補編』に掲載されるまで七〇年ぶりに公開された。
ここで問題なのは、『補編』では食貨市舶門からのものであることがわかる欄外の書き込みを提示せず、「職
官四四を参す」と書いたために職官に属するものと解釈されている。

四、『宋会要葉涓清本一四〇三』によると、『宋会要』の食貨三八の表紙には「和市 互市 市舶があるが、市舶
は職官提举市舶にあるのでここには記録しない。互市は和市と市舶の中間にある」とあるように、市舶はか

つて食貨三八にあったことを証明する。更らに職官に移動したことが明らかになる資料である。

五、『文庫本食貨市舶』に記されていない後半の部分（乾道九年以降）を職官四四市舶でみていくと、一六項目の内七項目が市舶と異なる別な内容のものが混入している。それは未整理であるものか、それとも『宋会要』本来のものなのか、錯簡なのか、字韻による整理の仕方からくるものか明らかでない。

六、『宋会要』のような会要を整理し編纂する際に、曾て存在していた項目（門）、例えばこれまで記述してきた『宋会要』食貨（門）三八市舶（写真1）などを除外してしまうと、問題が残る。つまり『文献通考』の市舶を見ると、卷二〇市糴考一「市舶互市」があり、卷六二職官一六に「提拏市舶」がある。両者の市糴と職官とに市舶の記述がある。また『宋史』でも、卷一六七職官一に「提拏市舶」と、卷一八六食貨下八に「互市舶法」とに項目があり、食貨と職官とに市舶の記述がある。『宋会要』も本来は、他の書と同じく食貨門と職官門とに市舶があったのである。それが編纂の時に、複文として食貨三八市舶は項目ともに除外されてしまった。『文献通考』、『宋史』、『玉海』にしても項目、門を外すことはない。『宋会要』は外してしまったのである。

今回は、外したものを、藤田氏が書写していたという非常に珍しいケースである。これは藤田氏が余り知られなかった『宋会要』の価値をいち早く見出すという学識の高さがあった故であるし、それを忠実に書写させた東洋文庫が資料に基づく調査を尊重していた姿勢のあらわれである。

削除（破棄）した文献が七〇数年ぶりに再び世に現れることは不思議である。削除した文献を長年かかって収集し

た中国の研究者たちに敬意を表したい。

(公益財団法人東洋文庫研究員)

